REPORT

信用保証レポート
Vol.119
令和7年9月号

◆掲載概要◆

・川崎市伴走支援型経営力強化資金のご紹介
・保証申込手続き電子化のご案内
・北支所企業支援課の駐車場システム変更について
・セミナー、説明会、研修、総会、勉強会の開催について
・業務概況（令和7年7月末）
・保証制度のご紹介
・『起業家向け無料相談』窓口について
・事務所のご案内

表紙 （一社)川崎市観光協会 提供
【午後のイチョウ並木】 福井 広明
（等々力/川崎市中原区）

川崎市信用保証協会

川崎市信用保証協会は、KAWASAKI Frontale 及び川崎ブレイブサンダースを応援しています
©KAWASAKI FRONTALE

川崎市伴走支援型経営力強化資金のご紹介

この制度は、「川崎市伴走支援型経営改善資金」の後継として令和6年7月1日に創設されたもので、令和7年4月1日からの当協会保証申込受付分については、一般枠の信用保証料の70%が川崎市から補助されています。

また、米国関税措置による影響を受けている市内中小企業者等の負担軽減を図るため、令和7年6月2日からセーフティネット（5号）枠も信用保証料の70%が川崎市から補助されています。

融資対象者	・一般 （１）金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等 ・セーフティネット（5号） 上記（1）及び下記（2）を満たす中小企業者等 （２）中小企業信用保険法（以下、「法」という。）第2条第5項第5号の規定による認定（法第３条の３の規定による特別小口保険に係る保証を除く。）を受けていること （詳細は川崎市ＨＰ参照）
融資限度額	１億円
融資期間	運転資金： ５ 年以内／ 設備資金： ７ 年以内／ 借換：10 年以内
融資利率	年1.8%以内
借換	真水含む借換可能。 但し、セーフティネット保証（5号）枠を利用する場合、新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換えることが条件。
信用保証料率 （市補助後）	セーフティネット保証（5号）：0.230%※ 一般保証：0.135%～0.525%※

※条件変更分の保証料は補助されません。

保証申込手続き電子化のご案内

「信用保証協会電子受付システム」を利用することにより、融資実行までのリードタイムの短縮等が可能となります。

令和7年７月7日現在、16金融機関で実施しています。

今後も順次拡大予定ですので、導入の検討につきましてはお気軽にお問合せください。

【お問合せ先】　総務企画課　044-211-0503

北支所企業支援課の地下駐車場システム変更について

令和7年7月から、かながわサイエンスパークの駐車場システムが変更となりました。従来の駐車券方式から、車両ナンバーをカメラで認識し、乗車前に事前精算機で車両ナンバーを入力していただく方式に変更となりました。北支所企業支援課へお越しになった際は駐車場を利用している旨を担当者までお申し出ください。ご利用時間に応じた「QRコード駐車サービス券」をお渡しいたします。

なお、駐車場をご利用される際は、かながわサイエンスパークの地下駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。

事業承継セミナーについて

「三方よし」の事業承継セミナーを開催します。

事業承継の本当の成功は、社長・後継者・会社の「三方よし」を実現し、その先の永続的な発展へと繋げることです。そのためには、目に見えない会社の価値や想いを引き継ぐ、丁寧な対話の期間が必要不可欠です。本セミナーでは、事業承継における「三方よし」を実現するための心構えと具体的な進め方を、丁寧に解説します。

なお、申込方法については当協会ホームページをご覧ください。

日時：令和7年１１月25日（火）
　【セミナー】　１５：３０～１７：００
　【個別相談】　１７：００～１７：３０
会場：Kawasaki-NEDO　INNOVATION　CENTER（K-NIC）
　（川崎市幸区大宮町1310番　ミューザ川崎セントラルタワー5階）
対象：事業承継を検討されている経営者、後継者及びその候補者
定員：先着15名（参加費無料）
講師：水沼啓幸（株式会社サクシード代表取締役）
〈プロフィール〉
中小企業診断士、経営学修士（ＭＢＡ）、法政大学大学院修了。
平成22年に事業承継課題を専門に解決するコンサルティング会社、株式会社サクシードを設立。地域特化型経営資源引継ぎ支援サービス「ツグナラ」を運営し、100社を超える企業の事業承継支援実績を有しています。
主催：川崎市　共催：川崎市信用保証協会

【お問合せ先】　経営支援推進課　044-211-0504

保証事務説明会を開催しました

当協会では金融機関の皆様に、保証申込に関する手続きや各種保証制度の特長をご案内するための「保証事務説明会」を開催しております。

開催の方法、内容等についても柔軟に対応いたしますので、お気軽にお問合せください。

【最近の開催実績】（令和7年7月末時点）

6月5日	横浜信用金庫　市場支店
6月11日	横浜銀行　川崎支店
6月12日	川崎信用金庫　久地支店
6月18日	横浜信用金庫　千年支店
6月20日	芝信用金庫　武蔵小杉支店

7月4日	さわやか信用金庫　高田支店
7月11日	芝信用金庫　尻手駅前支店
7月16日	きらぼし銀行　町田支社
7月23日	城南信用金庫　鷺沼支店

【お問合せ先】　企業支援課　044-211-0501
北支所企業支援課　044-850-0055

コンプライアンス研修を実施しました

令和７年7月16日に、暴力団等反社会的勢力に関する知識及び対応能力の向上を図るため、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課及び神奈川県川崎警察署刑事第二課暴力犯係から講師を招き、「最近の暴力団等の情勢とその対応策等について」と題してご講演いただくとともに、窓口対応等のロールプレイングを行いました。

本研修で学んだ内容を活かし、暴力団等反社会的勢力の介入を防止し、信用保証業務の健全な運営を図ってまいります。

神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会総会を開催しました

令和7年7月24日に、神奈川県、横浜市及び川崎市の3信用保証協会は、神奈川県警察、神奈川県暴力追放推進センター及び神奈川県弁護士会にご協力いただき、神奈川県内信用保証協会暴力団等排除連絡協議会総会を開催しました。

この協議会は、信用保証協会と警察、暴力追放推進センター及び弁護士会が緊密な連携のもと、暴力団等による不当な行為、要求、介入を排除し、信用保証業務の健全な運営を確保することを目的に平成23年6月に設立したものです。

総会には3信用保証協会の他、神奈川県警察本部刑事部組織犯罪対策本部、神奈川県暴力追放推進センター、神奈川県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び関係警察署の方々にもご出席いただき、最近の暴力団情勢等についてご講演いただきました。

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターとの勉強会を実施しました

令和7年7月10日に、神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターとの勉強会を実施しました。

神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターは、次世代へ事業をつなげるための様々な課題解決を支援する公的な相談窓口です。事業譲渡（M&A）、親族内承継、従業員・役員承継などの事業承継事例及び支援内容についてご説明いただきました。

【資料】 業務概況（令和７年７月末）

保証承諾

927 件 前年度比 100.8%　**14,248** 百万円 前年度比 89.3%

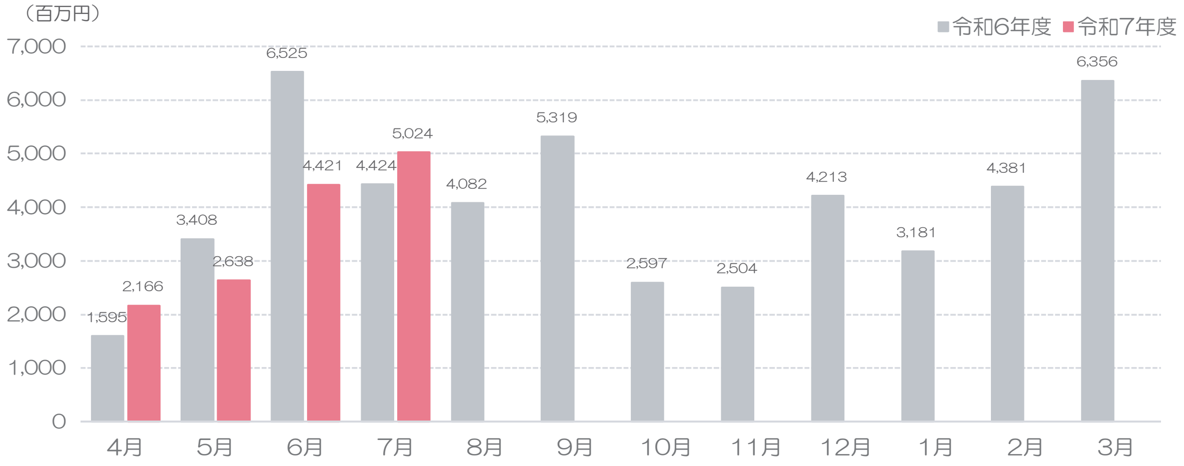

保証債務残高

15,471 件 前年度比 99.5%　**1,734** 億円 前年度比 96.8%

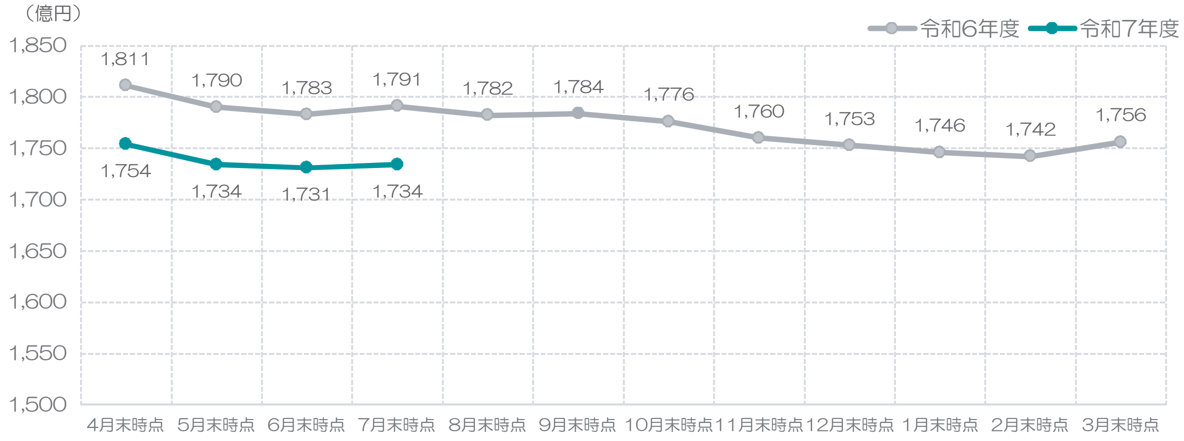

代位弁済

96 件 前年度比 100.0%　**1,258** 百万円 前年度比 115.2%

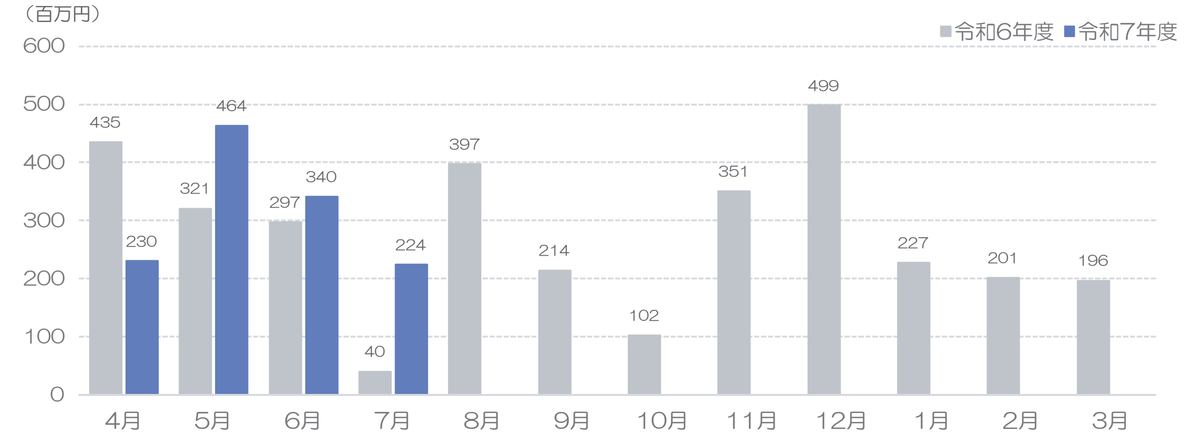

〈お知らせ〉
月別の金融機関群別統計につきましては、協会ホームページの広報・統計資料ページに掲載しております。

保証制度のご紹介

事業承継を行う方、事業承継を行った方向けの制度をご紹介いたします。

川崎市中小企業融資制度事業承継特別保証資金は事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者について経営者を含めて保証人を徴求せず、また、信用保証料を補助することにより、円滑な事業承継を支援するための融資制度です。

融資対象者	市内に主たる事業所等があり、次の（1）又は（2）に該当し、かつ、（3）に該当する中小企業者等。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日（ただし、貸付実行されたものに限る。）から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 （1）信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 （2）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 （3）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日時に満たしていることを要するものとする。 ① 資産超過であること ② ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと
融資限度額	法人 2億8,000万円 （組合等の場合は4億8,000万円）
融資期間	（1）一括返済の場合 1年以内 （2）分割返済の場合 10年以内（据置期間は1年以内）
融資利率	年1.8%以内
資金使途	事業資金であって、次に掲げるものとする。 （1）「融資対象者（1）」に該当する中小企業者にあっては、保証人（個人に限る。以下の次号において同じ。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。 （2）「融資対象者（2）」に該当する中小企業者にあっては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。
連帯保証人	不要
担保	必要に応じて徴求
信用保証料率 （市補助後）	年０.０００%～０.９５０%

『起業家向け無料相談』窓口について

川崎市信用保証協会は、川崎市男女共同参画センターと連携して、川崎市内で創業を希望する方のご相談に対応するため『起業家向け無料相談』窓口を設置しております。

対象	川崎市内での創業希望者
相談日	平日
相談時間	9時00分～17時00分 （1回：45分）
相談員	川崎市信用保証協会職員
相談場所	次の３箇所からお選びいただけます。 ①　川崎市信用保証協会本所 ②　川崎市信用保証協会北支所 ③　川崎市男女共同参画センター

お問合せ先
企業支援課　TEL　044-211-0501　FAX　044-222-1993
北支所企業支援課　TEL　044-850-0055　FAX　044-833-1313

未来を拓く川崎の企業をサポートする

事務所のご案内

※本所駐車場について
当協会本所には駐車場がございません。駐車場をご利用の場合は、川崎駅東口広場公共駐車場（アゼリア駐車場）をご利用の上、担当者までお申し出ください。

※無料シャトルバス（AM10：00～）について
乗り場：溝の口駅北口バスターミナル
9番乗り場「KSP行き」
※北支所駐車場について
当協会北支所の駐車場はＫＳＰ地下駐車場をご利用の上、担当者までお申し出ください。

信用保証を利用する皆さまへ

暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

川崎市信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します

※反社会的勢力とは
・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
・暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
・自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者

川崎市信用保証協会「信用保証レポート」
通　巻　第119号　令和7年9月1日発行（奇数月発行）
発行者　川崎市川崎区日進町1番地66
川崎市信用保証協会